

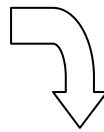
## 長野市障害福祉計画に関すること

### (1) 計画策定の趣旨について

障害者自立支援法に基づき、市町村ごとに策定が義務付けられた計画

- 障害福祉サービス、地域生活支援事業の平成 26 年度までのサービス見込量の設定等を確保するための計画
- 平成 18 年度～平成 20 年度 → 第一期障害福祉計画  
平成 20 年度～平成 23 年度 → 第二期障害福祉計画

平成 23 年度必要な見直しを行い



平成 24 年度～平成 26 年度 → 第三期障害福祉計画として策定する。

### (2) 計画の性格について

平成 24 年度～平成 26 年度（第三期）の障害福祉サービス、地域生活支援事業の種類ごとにサービスの見込量を推計するものである。

### (3) 計画の概要について

- ① 目標値の設定
  - (ア) 入所者の地域生活への移行者数
  - (イ) 退院可能精神障害者の地域生活への移行者数
  - (ウ) 福祉施設から一般就労への移行者数
  
- ② サービス見込量の設定
  - 障害福祉サービス
    - (ア) 訪問系サービス
    - (イ) 日中活動系サービス
    - (ウ) 居住系サービス
    - (エ) 相談支援
  - 地域生活支援事業
    - (ア) 必須事業
    - (イ) 任意事業
  
- ③ サービス確保のために

#### (4) 計画の見直しに向けて

- ① 国・県の基本指針及び第二期計画の実績等に基づき、平成 23 年度中に策定が求められている。
- ② 現在、国において障害者自立支援法の廃止と、(仮称) 障害者総合福祉法の制定について社会保障審議会の中で議論されている。



障害者自立支援法の廃止と(仮称)障害者総合福祉法が施行された場合、それに伴い、策定された障害福祉計画を変更する場合がある。

#### (5) 第三期計画策定時における主な変更点 ～国・県の指針より～

- 1 地域自立支援協議会（長野市障害ふくしネット）の充実
  - ① 人材育成や障害者理解などの事業の充実を図ります。
  - ② 支援機関によるネットワークの一層の整備を行います。
  - ③ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整を行います。
  - ④ 地域の社会資源の開発、改善を行います。



長野市は、第一期計画策定時より独自に取組

- 2 就労支援の強化  
地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したことから、「官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に努めます。」との記載を追加
- 3 サービス見込量  
平成 24 年度から平成 26 年度までの各サービス種類ごとのサービス見込量を、第二期計画（平成 20 年度～平成 23 年度）中の実績を踏まえ、推計し直す。
- 4 策定体制について

